指 導 検 査 基 準（指 定 児 童 発 達 支 援）

○根拠法令

「児福法」＝児童福祉法（昭和 22 年 12 月 12 日法律第 164 号）

「児福法施行規則」＝児童福祉法施行規則（昭和 23 年 3 月 31 日厚生省令第 11 号）

「市条例 6」＝八王子市指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例（令和元年八王子市条例第 6 号）

「障発 0330 第 12 通知」＝児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準について（平成 24 年 3 月 30 日障発第 0330 第 12 号）

「平 24 厚労告 269」＝厚生労働大臣が定める施設基準（平成 24 年 3 月 30 日厚生労働省告示第 269 号）

「平 24 厚労告 270」＝厚生労働大臣が定める基準（平成 24 年 3 月 30 日厚生労働省告示第 270 号）

「平 24 厚労告 122」＝児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成 24 年 3 月 14 日厚生労働省告示第 122 号）

「障発 0330 第 16 通知」＝児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成 24 年 3 月 30 日障発第 0330 第 16 号）

項　　目	基 本 的 な 考 え 方 （ 観 点 ）	根 拠 法 令	評価区分
第１　基本方針			
１　一般原則	（１）指定児童発達支援事業者は、通所給付決定保護者及び障害児の意向、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画を作成し、これに基づき障害児に対して指定児童発達支援を提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講じることにより障害児に対して適切かつ効果的に指定児童発達支援を提供しているか。	市条例 6 第 3 条第 1 項	C
	（２）指定児童発達支援事業者は、当該指定児童発達支援事業者を利用する障害児の意思及び人格を尊重して、常に当該障害児の立場に立った指定児童発達支援の提供に努めているか。	市条例 6 第 3 条第 2 項	C
	（３）指定児童発達支援事業者は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村、障害福祉サービスを行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努めているか。	市条例 6 第 3 条第 3 項	C
	（４）指定児童発達支援事業者は、当該指定児童発達支援事業者を利用する障害児の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者の設置その他の必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修の実施その他の必要な措置を講じているか。	市条例 6 第 3 条第 4 項	C

項　　目	基本的な考え方（観点）	根拠法令	評価区分
	（5）指定児童発達支援事業者は、当該指定児童発達支援事業者を利用する障害児の権利の保護のため必要があると認められる場合には、関係機関と連携し、未成年後見制度の利用を支援するよう努めているか。	市条例6 第3条第5項	C
	（6）指定児童発達支援事業者は、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）の趣旨を尊重し、障害者の雇用確保及び労働環境の整備に努めているか。	市条例6 第3条第6項	C
	（7）指定児童発達支援事業者は、その事業活動を通じて障害者就労施設等（国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号）第2条第4項に規定する障害者就労施設等をいう。）の受注機会の増大に協力するよう努めているか。	市条例6 第3条第7項	C
2　基本方針	指定児童発達支援の事業は、障害児が日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、並びに集団生活に適応することができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びに置かれている環境に応じて、適切かつ効果的な指導及び訓練を行っているか。	市条例6 第4条	C
第2　人員に関する基準		児福法 第21条の5の19第1項	
1　従業者の配置の基準（児童発達支援センターを除く。）	（1）指定児童発達支援事業者が指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものを除く。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとなっているか。 ア　児童指導員又は保育士 指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる児童指導員又は保育士の合計数が、次に定める数以上となっているか。 （ア）障害児の数が10人まで　2人以上 （イ）障害児の数が10人を超える　2人に、障害児の数が10人を超えて5人又はその端数を増すごとに1人を加えて得た数以上 イ　児童発達支援管理責任者　1人以上	市条例6 第5条第1項	C
	（2）（1）に掲げる従業者のほか、指定児童発達支援事業所において、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には、機能訓練担当職員を、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケアを恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には看護職員を、それぞれ置いているか。この場合において、当該機能訓練担当職員又は看護職員（以下、「機能訓練担当職員等」という。）が指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該児童発達支援の提供に当たる場合には、当該機能訓練担当職員等の数を児童指導員又は保育士の合計数に含めることができる。	市条例6 第5条第2項、第3項	C

項　　目	基本的な考え方（観点）	根拠法令	評価区分
	（3）（1）及び（2）の規定にかかわらず、主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとなっているか。ただし、指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯のうち日常生活を営むのに必要な機能訓練を行わない時間帯については、機能訓練担当職員を置かないことができる。 嘱託医、看護職員、児童指導員又は保育士、機能訓練担当職員、児童発達支援管理責任者 各１人以上	市条例６ 第５条第４項	C
	（4）（1）アの児童指導員又は保育士のうち、1人以上は、常勤となっているか。	市条例６ 第５条第５項	C
	（5）（2）の規定により機能訓練担当職員等の数を含める場合における（1）アの児童指導員又は保育士の合計数の半数以上は、児童指導員又は保育士となっているか。	市条例６ 第５条第６項	C
	（6）（1）イの児童発達支援管理責任者のうち、1人以上は、専任かつ常勤となっているか。 業務の客観性を担保する観点から、児童発達支援管理責任者と直接支援の提供を行う児童支援員等とは異なる者となっているか。	市条例６ 第５条第７項 障発 0330 第 12 通知 第三１(1)⑥	C
２　従業員の配置の基準（児童発達支援センターに限る。）	（1）指定児童発達支援事業者が指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものに限る。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとなっているか。ただし、40 人以下の障害児を通わせる指定児童発達支援事業所にあってはウの栄養士を、調理業務の全部を委託する指定児童発達支援事業所にあってはエの調理員を置かないことができる。 ア　嘱託医　　1人以上 イ　児童指導員及び保育士 （ア）総数　指定児童発達支援の単位ごとに、おおむね障害児の数を４で除して得た数以上 （イ）児童指導員　1人以上 （ウ）保育士　　1人以上 ウ　栄養士　　1人以上 エ　調理員　　1人以上 オ　児童発達支援管理責任者　1人以上	市条例６ 第６条第１項	C
	（2）（1）に掲げる従業者のほか、指定児童発達支援事業所において日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には、機能訓練担当職員を、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケアを恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には看護職員をそれぞれ置いているか。この場合において、当該機能訓練担当職員等を置いた場合には、当該機能訓練担当職員等の数を児童指導員及び保育士の総数に含めることができる。	市条例６ 第６条第２項、第３項	C
	（3）（2）の規定にかかわらず、主として難聴児を通わせる指定児童発達支援事業所には、（1）に掲げる従業者のほか、次の各号に掲げる従業者を置いているか。この場合において、当該各号に掲げる従業者については、その数を児童指導員及び保育士の総数に含めることができる。	市条例６ 第６条第４項	C

項　　目	基本的な考え方（観点）	根拠法令	評価区分
	ア　言語聴覚士　　指定児童発達支援の単位ごとに４人以上 イ　機能訓練担当職員　　機能訓練を行うために必要な数 ウ　看護職員　　医療的ケアを行うために必要な数		
	（４）（２）の規定にかかわらず、主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所には、（１）に掲げる従業者のほか、次の各号に掲げる従業者を置いているか。この場合において、当該各号に掲げる従業者について、その数を児童指導員及び保育士の総数に含めることができる。 ア　看護職員　　１人以上 イ　機能訓練担当職員　１人以上	市条例６ 第６条第５項	C
	（５）（２）の規定により機能訓練担当職員等の数を含める場合における（１）イ（ア）の児童指導員及び保育士の総数の半数以上は、児童指導員及び保育士となっているか。	市条例６ 第６条第６項	C
	（６）（１）から（４）までに規定する従業者（嘱託医を除く。）は、専ら当該指定児童発達支援事業所の職務に従事する者又は指定児童発達支援の単位ごとに専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる者となっているか。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、栄養士及び調理員については、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。	市条例６ 第６条第７項	C
３　管理者	指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置いているか。ただし、指定児童発達支援事業所の管理上障害児の支援に支障がない場合は、当該指定児童発達支援事業所の他の職務に従事させ、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事させることができる。	市条例６ 第７条	C
４　従たる事業所を設置する場合における特例	（１）指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものを除く。）における主たる事業所（以下「主たる事業所」という。）と一体的に管理運営を行う事業所（以下「従たる事業所」という。）を設置することができる。	市条例６ 第８条第１項	―
	（２）従たる事業所を設置する場合においては、主たる事業所及び従たる事業所の従業者（児童発達支援管理責任者を除く。）のうちそれぞれ１人以上は、常勤かつ専ら当該主たる事業所又は従たる事業所の職務に従事する者になっているか。	市条例６ 第８条第２項	C
第３　設備に関する基準		児福法 第21条の５の19第２項	
１　設備及び備品等（児童発達支援センターを除く。）	（１）指定児童発達支援事業所は、指導訓練室、相談室、洗面所、便所その他指定児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等を設けているか。	市条例６ 第９条第１項	C
	（２）（１）に規定する指導訓練室は、訓練に必要な機械器具等を備えているか。	市条例６ 第９条第２項	C
	（３）（１）に規定する設備及び備品等は、専ら当該指定児童発達支援の事業の用に供するものとなっているか。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、この限りでない。	市条例６ 第９条第３項	C

項　　目	基本的な考え方（観点）	根拠法令	評価区分
2　設備及び備品等（児童発達支援センターに限る。）	（1）指定児童発達支援事業所は、指導訓練室、遊戯室、屋外遊戯場、医務室、相談室、調理室、洗面所及び便所並びに指定児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等を設けているか。ただし、主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所にあっては、遊戯室、屋外遊戯場、医務室及び相談室は、障害児の支援に支障がない場合は、設けないことができる。	市条例6 第10条第1項	C
	（2）（1）に規定する設備の基準は次のとおりとなっているか。ただし、主として難聴児を通わせる指定児童発達支援事業所又は主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所にあっては、この限りでない。 ア　指導訓練室 （ア）定員は、おおむね10人とすること。 （イ）障害児1人当たりの床面積は、2.47㎡以上とすること。 イ　遊戯室　　障害児1人当たりの床面積は、1.65㎡以上とすること。	市条例6 第10条第2項	C
	（3）（1）に規定する設備のほか、主として知的障害のある児童を通わせる指定児童発達支援事業所は静養室を、主として難聴児をを通わせる指定児童発達支援事業所は聴力検査室を設けているか。	市条例6 第10条第3項	C
	（4）（1）及び（3）に規定する設備は、専ら当該指定児童発達支援の事業の用に供するものとなっているか。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、併せて設置する他の社会福祉施設の設備と兼ねることができる。	市条例6 第10条第4項	C
第4　運営に関する基準		児福法 第21条の5の19第2項	
1　利用定員	指定児童発達支援事業所は、その利用定員（一日に設置される単位ごとの利用定員の合計の最大数）が10人以上となっているか。 主として重症心身障害児を通所させる指定児童発達支援事業所にあっては、利用定員が5人以上となっているか。	市条例6 第11条	C
2　内容及び手続の説明及び同意	（1）指定児童発達支援事業者は、通所給付決定保護者が指定児童発達支援の利用の申込みを行ったときは、当該利用申込者に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、27に規定する運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該指定児童発達支援の提供の開始について当該利用申込者の同意を文書により得ているか。	市条例6 第12条第1項	B又はC

項　　目	基本的な考え方（観点）	根拠法令	評価区分
	（２）指定児童発達支援事業者は、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 77 条の規定に基づき書面の交付等を行う場合は、利用申込者に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしているか。 指定児童発達支援を利用するための契約が成立したときは、通所給付決定保護者に対して、遅滞なく、次の事項を記載した書面を交付しているか。 ア　当該事業の経営者の名称及び主たる事務所の所在地 イ　当該事業の経営者が提供する指定児童発達支援の内容 ウ　当該指定児童発達支援の提供につき通所給付決定保護者が支払うべき額に関する事項 エ　指定児童発達支援の提供開始年月日 オ　指定児童発達支援に係る苦情を受け付けるための窓口 当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法による場合、利用申込者の承諾を得ているか。	市条例 6 第 12 条第 2 項 社会福祉法 第 77 条第 1 項 社会福祉法施行規則 第 16 条第 2 項 障発 0330 第 12 通知 第三 3(2)	Ｂ又はＣ
３　契約支給量の報告等	（１）指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援を提供するときは、当該事業者及びその事業所の名称、当該指定児童発達支援の内容、契約支給量、契約日等の必要な事項（以下「通所受給者証記載事項」という。）を通所給付決定保護者の通所受給者証に記載しているか。	市条例 6 第 13 条第 1 項 障発 0330 第 12 通知 第三 3(3)①	Ｂ又はＣ
	（２）契約支給量の総量は、当該通所給付決定保護者の支給量を超えていないか。	市条例 6 第 13 条第 2 項	Ｃ
	（３）指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の利用に係る契約を締結したときは、通所受給者証記載事項その他の必要な事項を市町村に対し遅滞なく報告しているか。	市条例 6 第 13 条第 3 項	Ｃ
	（４）（１）から（３）までの規定は、通所受給者証記載事項に変更があった場合について準用しているか。	市条例 6 第 13 条第 4 項	Ｃ
４　提供拒否の禁止	指定児童発達支援事業者は、正当な理由なく、指定児童発達支援の提供を拒んでいないか。特に、障害の程度や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否していないか。 正当な理由とは、次の場合等をいう。 ア　当該事業の利用定員を超える利用申込みがあった場合 イ　入院治療の必要がある場合 ウ　当該指定児童発達支援事業所が提供する指定児童発達支援の主たる対象とする障害の種類が異なる場合、その他障害児に対し自ら適切な指定児童発達支援を提供することが困難な場合	市条例 6 第 14 条 障発 0330 第 12 通知 第三 3(4)	Ｃ
５　連絡調整に対する協力	指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の利用について市町村又は障害児相談支援事業者が行う障害児の紹介、サービス担当者会議等の連絡調整に、できる限り協力しているか。	市条例 6 第 15 条 障発 0330 第 12 通知 第三 3(5)	Ｃ
６　サービス提供困難時の対応	指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に係る障害児に対し自ら適切な指定児童発達支援を提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の指定児童発達支援事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じているか。	市条例 6 第 16 条	Ｃ

項　　目	基本的な考え方（観点）	根拠法令	評価区分
7　受給資格の確認	指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の提供を求められた場合は、通所給付決定保護者の提示する通所受給者証によって、通所給付決定の有無、通所給付決定をされた指定通所支援の種類、通所給付決定の有効期間、支給量等を確かめているか。	市条例 6 第 17 条	C
8　障害児通所給付費の支給の申請に係る援助	（1）指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援に係る通所給付決定を受けていない者から利用の申込みがあった場合は、その者の意向を踏まえて速やかに障害児通所給付費の支給の申請が行われるよう必要な援助を行っているか。	市条例 6 第 18 条第 1 項	C
	（2）指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援に係る通所給付決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、通所給付決定の有効期間の終了に伴う障害児通所給付費の支給申請について、必要な援助を行っているか。	市条例 6 第 18 条第 2 項	C
9　心身の状況等の把握	指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の提供に当たっては、障害児の心身の状況、置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。	市条例 6 第 19 条	C
10　指定障害児通所支援事業者等との連携等	（1）指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の提供に当たっては、都道府県、市町村、障害福祉サービスを行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。	市条例 6 第 20 条第 1 項	C
	（2）指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の提供の終了に際しては、障害児又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、都道府県、市町村、障害福祉サービスを行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。	市条例 6 第 20 条第 2 項	C
11　サービスの提供の記録	（1）指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援を提供した際は、当該指定児童発達支援の提供日、提供したサービスの具体的内容、利用者負担額等に係る必要な事項を当該指定児童発達支援の提供の都度記録しているか。	市条例 6 第 21 条第 1 項 障発 0330 第 12 通知 第三 3(10)①	B 又はC
	（2）指定児童発達支援事業者は、（1）の規定による記録に際しては、通所給付決定保護者から指定児童発達支援を提供したことについて確認を受けているか。	市条例 6 第 21 条第 2 項	C
12　指定児童発達支援事業者が通所給付決定保護者に求めることのできる金銭の支払の範囲等	（1）指定児童発達支援事業者が、指定児童発達支援を提供する通所給付決定保護者に対して金銭の支払を求めることができるのは、当該金銭の使途が直接通所給付決定に係る障害児の便益を向上させるものであって、当該通所給付決定保護者に支払を求めることが適当であるものに限られているか。 寄付金を強要することや、曖昧な名目による不適切な金銭の支払いを求めていないか。	市条例 6 第 22 条第 1 項 障発 0330 第 12 通知 第三 3(11)	C
	（2）（1）の規定により金銭の支払を求める際は、当該金銭の使途及び額並びに通所給付決定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、通所給付決定保護者に対して説明を行い、同意を得ているか。ただし、13 の（1）から（3）までに規定する支払については、この限りでない。	市条例 6 第 22 条第 2 項	C

項　　目	基本的な考え方（観点）	根拠法令	評価区分
13　通所利用者負担額の受領	（1）指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援を提供した際は、通所給付決定保護者から当該指定児童発達支援に係る通所利用者負担額の支払を受けているか。	市条例6 第23条第1項	C
	（2）指定児童発達支援事業者は、法定代理受領を行わない指定児童発達支援を提供した際は、通所給付決定保護者から、当該指定児童発達支援に係る指定通所支援費用基準額の支払を受けているか。	市条例6 第23条第2項	C
	（3）指定児童発達支援事業者は、（1）及び（2）の支払を受ける額のほか、指定児童発達支援において提供される便宜に要する費用のうち、次のアからウまで（アにあっては、児童発達支援センターである指定児童発達支援事業所に係るものに限る。）に掲げる費用の場合は、その額の支払を通所給付決定保護者から受けるとしているか。 ア　食事の提供に要する費用 イ　日用品費 ウ　ア、イに掲げるもののほか、指定児童発達支援において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、通所給付決定保護者に負担させることが適当と認められるもの	市条例6 第23条第3項	C
	（4）（3）のアに掲げる費用については、厚生労働大臣が定めるところによっているか。	市条例6 第23条第4項	C
	（5）指定児童発達支援事業者は、（1）から（3）までの費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った通所給付決定保護者に対し交付しているか。	市条例6 第23条第5項	C
	（6）指定児童発達支援事業者は、（3）の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、通所給付決定保護者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、当該通所給付決定保護者の同意を得ているか。	市条例6 第23条第6項	C
14　通所利用者負担額に係る管理	指定児童発達支援事業者は、通所給付決定に係る障害児が同一の月に当該指定児童発達支援事業者が提供する指定児童発達支援及び他の指定児童発達支援事業者が提供する指定児童発達支援を受けた場合において、当該障害児の通所給付決定保護者から依頼があったときは、通所利用者負担額合計額を算定しているか。 この場合において、当該指定児童発達支援事業者は、当該指定児童発達支援及び当該他の指定児童発達支援の状況を確認の上、通所利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該通所給付決定保護者及び当該他の指定児童発達支援を提供した指定児童発達支援事業者に通知しているか。	市条例6 第24条	C
15　障害児通所給付費の額に係る通知等	（1）指定児童発達支援事業者は、法定代理受領により指定児童発達支援に係る障害児通所給付費の支給を受けた場合は、通所給付決定保護者に対し、当該通所給付決定保護者に係る障害児通所給付費の額を通知しているか。	市条例6 第25条第1項	B又はC

項　　目	基本的な考え方（観点）	根拠法令	評価区分
	（２）指定児童発達支援事業者は、13 の（２）の法定代理受領を行わない指定児童発達支援に係る費用の額の支払を受けた場合は、提供した指定児童発達支援の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を通所給付決定保護者に対して交付しているか。	市条例 6 第 25 条第 2 項	C
16　指定児童発達支援の取扱方針	（１）指定児童発達支援事業者は、17 の（１）に規定する児童発達支援計画に基づき、障害児の心身の状況等に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、指定児童発達支援の提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しているか。	市条例 6 第 26 条第 1 項	C
	（２）指定児童発達支援事業所の従業者は、指定児童発達支援の提供に当たっては、通所給付決定保護者及び障害児に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行っているか。 　支援上必要な事項とは、児童発達支援計画の目標及び内容のほか、行事及び日課等も含んでいるか。	市条例 6 第 26 条第 2 項 障発 0330 第 12 通知 第三 3(15)②	C
	（３）指定児童発達支援事業者は、提供する指定児童発達支援の質の評価を行い、常に改善を図っているか。 　指定児童発達支援事業者は、自らその提供する指定児童発達支援の質の評価を行うことはもとより、第三者による外部評価の導入を図るよう努め、常にサービスを提供する施設としての質の改善を図っているか。	市条例 6 第 26 条第 3 項 障発 0330 第 12 通知 第三 3(15)③	B 又はC
	（４）指定児童発達支援事業者は、（３）の規定により、提供する指定児童発達支援の質の評価及び改善を行うに当たっては、次に掲げる事項について、自ら評価を行うとともに、当該指定児童発達支援事業者を利用する障害児の保護者による評価を受けて、その改善を図っているか。 　ア　指定児童発達支援事業者を利用する障害児及びその保護者の意向、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた支援を提供するための体制の整備の状況 　イ　従業者の勤務の体制及び資質の向上のための取組の状況 　ウ　指定児童発達支援の事業の用に供する設備及び備品等の状況 　エ　関係機関及び地域との連携、交流等の取組の状況 　オ　指定児童発達支援事業者を利用する障害児及びその保護者に対する必要な情報の提供、助言その他の援助の実施状況 　カ　緊急時等における対応方法及び非常災害対策 　キ　指定児童発達支援の提供に係る業務の改善を図るための措置の実施状況	市条例 6 第 26 条第 4 項	C
	（５）指定児童発達支援事業者は、おおむね 1 年に 1 回以上、（４）の評価及び改善の内容をインターネットの利用その他の方法により公表しているか。	市条例 6 第 26 条第 5 項	C
17　児童発達支援計画の作成等	（１）指定児童発達支援事業所の管理者は、児童発達支援管理責任者に児童発達支援計画の作成に関する業務を担当させているか。	市条例 6 第 27 条第 1 項	C

項　　目	基本的な考え方（観点）	根拠法令	評価区分
	（２）児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成に当たっては、適切な方法により、障害児について、有する能力、置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて通所給付決定保護者及び障害児の希望する生活並びに課題等の把握（以下「アセスメント」という。）を行い、当該障害児の発達を支援する上での適切な支援内容の検討をしているか。	市条例６ 第27条第２項	C
	（３）児童発達支援管理責任者は、アセスメントに当たっては、通所給付決定保護者及び障害児に面接を行っているか。この場合において、児童発達支援管理責任者は、面接の趣旨を当該通所給付決定保護者及び障害児に対して十分に説明し、理解を得ているか。	市条例６ 第27条第３項	C
	（４）児童発達支援管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討の結果に基づき、通所給付決定保護者及び障害児の生活に対する意向、障害児に対する総合的な支援目標及びその達成時期、生活全般の質を向上させるための課題、指定児童発達支援の具体的内容、指定児童発達支援を提供する上での留意事項その他必要な事項を記載した児童発達支援計画の原案を作成しているか。この場合において、障害児の家族に対する援助及び当該指定児童発達支援事業所が提供する指定児童発達支援以外の保健医療サービス又は福祉サービスとの連携も含めて児童発達支援計画の原案に位置付けるよう努めているか。	市条例６ 第27条第４項	Ｂ又はC
	（５）児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成に当たっては、障害児に対する指定児童発達支援の提供に当たる担当者等を招集して行う会議を開催し、児童発達支援計画の原案について意見を求めているか。	市条例６ 第27条第５項	C
	（６）児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成に当たっては、通所給付決定保護者及び障害児に対し、当該児童発達支援計画について説明し、文書により同意を得ているか。	市条例６ 第27条第６項	C
	（７）児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画を作成した際には、当該児童発達支援計画を通所給付決定保護者に交付しているか。	市条例６ 第27条第７項	C
	（８）児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成後、当該児童発達支援計画の実施状況の把握（障害児についての継続的なアセスメントを含む。以下「モニタリング」という。）を行うとともに、障害児について解決すべき課題を把握し、少なくとも６月に１回以上、児童発達支援計画の見直しを行い、必要に応じて、当該児童発達支援計画の変更を行っているか。	市条例６ 第27条第８項	C
	（９）児童発達支援管理責任者は、モニタリングに当たっては、通所給付決定保護者との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次の定めにより行っているか。 ア　定期的に通所給付決定保護者及び障害児に面接すること。 イ　定期的にモニタリングの結果を記録すること。	市条例６ 第27条第９項	C
	(10)（２)から(７)までの規定は、(８)に規定する児童発達支援計画の変更について準用しているか。	市条例６第27条第10項	C

項　　目	基本的な考え方（観点）	根拠法令	評価区分
18　児童発達支援管理責任者の責務	児童発達支援管理責任者は、17に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行っているか。 ア　19に規定する相談及び援助を行うこと。 イ　他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。	市条例6 第28条	C
19　相談及び援助	指定児童発達支援事業者は、常に障害児の心身の状況、置かれている環境等の的確な把握に努め、障害児又はその家族に対し、相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行っているか。	市条例6 第29条	B又はC
20　指導、訓練等	（1）指定児童発達支援事業者は、障害児の心身の状況に応じ、障害児の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって指導、訓練等を行っているか。	市条例6 第30条第1項	C
	（2）指定児童発達支援事業者は、障害児が日常生活における適切な習慣を確立するとともに、社会生活への適応性を高めるよう、あらゆる機会を通じて支援を行っているか。	市条例6 第30条第2項	B又はC
	（3）指定児童発達支援事業者は、障害児の適性に応じ、障害児ができる限り健全な社会生活を営むことができるよう、適切に指導、訓練等を行っているか。	市条例6 第30条第3項	C
	（4）指定児童発達支援事業者は、常時1人以上の従業者を指導、訓練等に従事させているか。	市条例6 第30条第4項	C
	（5）指定児童発達支援事業者は、障害児に対して、当該障害児に係る通所給付決定保護者の負担により、指定児童発達支援事業所の従業者以外の者による指導、訓練等を受けさせていないか。	市条例6 第30条第5項	C
21　食事	（1）指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものに限る。）において、障害児に食事を提供するときは、献立は、できる限り、変化に富み、障害児の健全な発育に必要な栄養量を含有するものとなっているか。	市条例6 第31条第1項	B
	（2）食事は、食品の種類及び調理方法について栄養並びに障害児の身体的状況及び嗜好を考慮したものとなっているか。	市条例6 第31条第2項	B
	（3）調理は、あらかじめ作成された献立に従って行われているか。	市条例6 第31条第3項	C
	（4）指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものに限る。）においては、障害児の健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めているか。	市条例6 第31条第4項	B
22　社会生活上の便宜の供与等	（1）指定児童発達支援事業者は、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜障害児のためのレクリエーション行事を行っているか。	市条例6 第32条第1項	B
	（2）指定児童発達支援事業者は、常に障害児の家族との連携を図るよう努めているか。	市条例6 第32条第2項	B

項　　目	基本的な考え方（観点）	根拠法令	評価区分
23　健康管理	（1）指定児童発達支援事業者（児童発達支援センターである指定児童発達支援事業所において、指定児童発達支援の事業を行う者に限る。）は、常に障害児の健康の状況に注意するとともに、通所する障害児に対し、通所開始時の健康診断、少なくとも 1 年に 2 回の定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法（昭和 33 年法律第 56 号）に規定する健康診断に準じて行っているか。	市条例 6 第 33 条第 1 項	C
	（2）（1）の指定児童発達支援事業者は、次の左に掲げる健康診断が行われた場合であって、当該健康診断がそれぞれの右に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、右に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、指定児童発達支援事業者は、それぞれの左に掲げる健康診断の結果を把握しているか。 ア　児童相談所等における障害児の通所開始前の健康診断　障害児の通所開始時の健康診断 イ　障害児が通学する学校における健康診断　定期の健康診断又は臨時の健康診断	市条例 6 第 33 条第 2 項	C
	（3）指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものに限る。）の従業者の健康診断に当たっては、綿密な注意を払っているか。	市条例 6 第 33 条第 3 項	C
24　緊急時等の対応	指定児童発達支援事業所の従業者は、現に指定児童発達支援の提供を行っているときに障害児に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じているか。	市条例 6 第 34 条	C
25　通所給付決定保護者に関する市町村への通知	指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援を受けている障害児に係る通所給付決定保護者が偽りその他不正な行為によって障害児通所給付費又は特例障害児通所給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しているか。	市条例 6 第 35 条	B 又は C
26　管理者の責務	（1）指定児童発達支援事業所の管理者は、当該指定児童発達支援事業所の従業者及び業務の管理その他の管理を、一元的に行っているか。	市条例 6 第 36 条第 1 項	B 又は C
	（2）指定児童発達支援事業所の管理者は、当該指定児童発達支援事業所の従業者に市条例 6 第 2 章の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行っているか。	市条例 6 第 36 条第 2 項	C
27　運営規程	指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めているか。 ア　事業の目的及び運営の方針 イ　従業者の職種、員数及び職務の内容 ウ　営業日及び営業時間 エ　利用定員 オ　指定児童発達支援の内容並びに通所給付決定保護者から受領する費用の種類及びその額 カ　通常の事業の実施地域 キ　指定児童発達支援の利用に当たっての留意事項	市条例 6 第 37 条	B 又は C

項　　目	基本的な考え方（観点）	根拠法令	評価区分
	ク　緊急時等における対応方法 ケ　非常災害対策 コ　事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類 サ　虐待の防止のための措置に関する事項 シ　緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う際の手続 ス　その他事業の運営に関する重要事項		
28　勤務体制の確保等	（1）指定児童発達支援事業者は、障害児に対し、適切な指定児童発達支援を提供することができるよう、指定児童発達支援事業所ごとに、従業者の勤務の体制を定めているか。 　原則として月ごとに勤務表を作成し、従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、管理者との業務関係等を明確にしているか。	市条例6 第38条第1項 障発0330第12通知 第三3(27)①	C
	（2）指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに、当該指定児童発達支援事業所の従業者によって指定児童発達支援を提供しているか。ただし、障害児の支援に直接影響を及ぼさない業務については、第三者への委託等を行うことが認められる。	市条例6 第38条第2項 障発0330第12通知 第三3(27)②	C
	（3）指定児童発達支援事業者は、従業者の資質の向上のため、外部の研修実施機関が行う研修その他の適切な研修への参加の機会を計画的に確保しているか。	市条例6 第38条第3項 障発0330第12通知 第三3(27)③	B又はC
	（4）指定児童発達支援事業者は、適切な指定児童発達支援の提供を確保する視点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じているか。	市条例6 第38条第4項 障発0330第12通知 第三3(27)④	C
29　業務継続計画の策定等	（1）指定児童発達支援事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定児童発達支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めているか。	市条例6 第38条の2第1項	B
	（2）指定児童発達支援事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するよう努めているか。	市条例6 第38条の2第2項	B
	（3）指定児童発達支援事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めているか。	市条例6 第38条の2第3項	B

項　　目	基本的な考え方（観点）	根拠法令	評価区分
30　定員の遵守	指定児童発達支援事業者は、利用定員及び指導訓練室の定員を超えて、指定児童発達支援の提供を行っていないか。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。 原則として、利用定員を超えた障害児の受入を禁止するものであるが、次に該当する利用定員を超えた障害児の受入については、適正なサービスの提供が確保されることを前提とし、地域の社会資源の状況等からやむを得ない事情が存在する場合に限り、可能とする。 ア　1日当たりの障害児の数 （ア）利用定員50人以下の場合 1日の障害児の数が、利用定員に100分の150を乗じて得た数以下となっていること。 （イ）利用定員51人以上の場合 1日の障害児の数が、利用定員に当該利用定員から50を差し引いた数に、100分の25を乗じて得た数に、25を加えた数を加えて得た数以下となっていること。 イ　過去3月間の障害児の数 直近の過去3月間の障害児の延べ数が、利用定員に開所日数を乗じて得た数に、100分の125を乗じて得た数以下となっていること。 ただし、定員11人以下の場合は、過去3月間の障害児の延べ数が、利用定員に3を加えて得た数に開所日数を乗じて得た数以下となっていること。	市条例6 第39条 障発0330第12通知 第三3(29)① 障発0330第12通知 第三3(29)② 障発0330第16通知 第二1(5)④	C
31　非常災害対策	（1）指定児童発達支援事業者は、消化設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡の体制、地域との連携の体制並びに利用者を円滑に避難誘導するための体制を整備し、これらを定期的に従業者、障害児及び通所給付決定保護者その他の障害児の家族等に周知しているか。	市条例6 第40条第1項	B又はC
	（2）指定児童発達支援事業者は、非常災害に備えるため、定期的に避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行っているか。	市条例6 第40条第2項	B又はC
	（3）昭和56年5月31日以前に新築した建築物のうち、一定要件（階数2及び延床面積5,000㎡以上の社会福祉施設等）を満たす建築物（要緊急安全確認大規模建築物）の所有者は、耐震診断を行い、その結果を所管行政庁に報告しているか。	建築物の耐震改修の促進に関する法律附則第3条 同法第5条第3項第1号 同法施行令第3条、附則第2条	B
	（4）昭和56年5月31日以前に新築した建築物のうち、現行の建築基準法の耐震関係規定に適合しない建築物（既存耐震不適格建築物）の所有者は、耐震診断を行い、必要に応じ、耐震改修を行うよう努めているか。	建築物の耐震改修の促進に関する法律第16条第1項 同法第5条第3項第1号	B
32　安全計画の策定等	（1）指定児童発達支援事業者は、障害児の安全の確保を図るため、指定児童発達支援事業所ごとに、当該指定児童発達支援事業所の設備の安全点検、従業者、障害児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた指定児童発達支援事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、従業者の研修及び訓練その他指定児童発達支援事業所における安全に関する事項についての計画（以下「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講ずるよう努めているか。	市条例6 第40条の2第1項	B

項　　目	基本的な考え方（観点）	根拠法令	評価区分
	（２）指定児童発達支援事業者は、従業者に対し、安全計画について周知するとともに、（１）の研修及び訓練を定期的に実施するよう努めているか。	市条例６ 第 40 条の２第２項	B
	（３）指定児童発達支援事業者は、障害児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知するよう努めているか。	市条例６ 第 40 条の２第３項	B
	（４）指定児童発達支援事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行っているか。	市条例６ 第 40 条の２第４項	B
33　自動車を運行する場合の所在の確認	（１）指定児童発達支援事業者は、障害児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の障害児の移動のために自動車を運行するときは、障害児の乗車及び降車の際に、点呼その他の障害児の所在を確実に把握することができる方法により、障害児の所在を確認しているか。	市条例６ 第 40 条の３第１項	B又はC
	（２）指定児童発達支援事業者は、障害児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に障害児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の障害児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて（１）に定める所在の確認（障害児の降車の際に限る。）を行っているか。	市条例６ 第 40 条の３第２項	B又はC
34　衛生管理等	（１）指定児童発達支援事業者は、障害児の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行っているか。	市条例６ 第 41 条第１項	C
	（２）指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講ずるよう努めているか。 ア　当該指定児童発達支援事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。 イ　当該指定児童発達支援事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。 ウ　当該指定児童発達支援事業所において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施すること。	市条例６ 第 41 条第２項 障発 0330 第 12 通知 第三 3(31)①	B
35　協力医療機関	指定児童発達支援事業者は、障害児の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めているか。	市条例６ 第 42 条	C

項　　目	基本的な考え方（観点）	根拠法令	評価区分
36　掲示	（1）指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、協力医療機関その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。	市条例6 第43条第1項	B又はC
	（2）掲示が著しく困難な場合は、障害児又は通所給付決定保護者その他の当該家族が自由に見ることができる場所に重要事項を記載した書面を設置することにより、掲示に代えているか。	市条例6 第43条第2項	B又はC
37　身体的拘束等の禁止	（1）指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の提供に当たっては、障害児又は他の障害児の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他障害児の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行っていないか。	市条例6 第44条第1項	C
	（2）（1）の緊急やむを得ない場合とは、次のいずれにも該当する場合であるか。 ア　障害児又は他の障害児の生命又は身体に危険が及ぶ可能性が著しく高いこと。 イ　身体的拘束等を行う以外に当該障害児又は他の障害児の生命又は身体を保護するための手段がないこと。 ウ　身体的拘束等が一時的なものであること。	市条例6 第44条第2項	B又はC
	（3）指定児童発達支援事業者は、身体的拘束等を行う場合は、あらかじめ指定する複数の者をもって構成する組織体での判断を必要とし、その態様及び時間、その際の障害児の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について検討した過程その他必要な事項を記録しているか。	市条例6 第44条第3項	C
	（4）指定児童発達支援事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次の各号に掲げる措置を講ずるよう努めているか。 ア　身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。 イ　身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。 ウ　従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。	市条例6 第44条第4項	C
38　虐待等の禁止	（1）指定児童発達支援事業所の従業者は、障害児に対し、児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第2条各号に掲げる行為その他当該障害児の心身に有害な影響を与える行為をしていないか。	市条例6 第45条第1項	C
	（2）指定児童発達支援事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講ずるよう努めているか。 ア　当該指定児童発達支援事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。	市条例6 第45条第2項	C

項　　目	基本的な考え方（観点）	根拠法令	評価区分
	イ　当該指定児童発達支援事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。 ウ　前２号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。		
39　秘密保持等	（１）指定児童発達支援事業所の従業者及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た障害児又はその家族の秘密を漏らしていないか。	市条例６ 第 47 条第１項	C
	（２）指定児童発達支援事業者は、従業者及び管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た障害児又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。	市条例６ 第 47 条第２項	B又はC
	（３）指定児童発達支援事業者は、指定障害児入所施設等、指定障害福祉サービス事業者等その他の福祉サービスを提供する者等に対して、障害児又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該障害児又はその家族の同意を得ているか。	市条例６ 第 47 条第３項	C
40　情報の提供等	（１）指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援を利用しようとする障害児が、適切かつ円滑に利用できるように、当該指定児童発達支援事業者が実施する事業の内容に関する情報の提供を行っているか。	市条例６ 第 48 条第１項	B又はC
	（２）指定児童発達支援事業者は、当該指定児童発達支援事業者について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしていないか。	市条例６ 第 48 条第２項	B又はC
41　利益供与等の禁止	（１）指定児童発達支援事業者は、障害児相談支援事業者等、障害福祉サービスを行う者等又はそれらの従業者に対し、障害児又はその家族に対して当該指定児童発達支援事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。	市条例６ 第 49 条第１項	C
	（２）指定児童発達支援事業者は、障害児相談支援事業者等、障害福祉サービスを行う者等又はそれらの従業者から、障害児又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受していないか。	市条例６ 第 49 条第２項	C
42　苦情解決	（１）指定児童発達支援事業者は、提供した指定児童発達支援に関する障害児又は通所給付決定保護者その他の当該障害児の家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。	市条例６ 第 50 条第１項	B又はC
	（２）指定児童発達支援事業者は、（１）の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。	市条例６ 第 50 条第２項	C

項　　目	基本的な考え方（観点）	根拠法令	評価区分
	（3）指定児童発達支援事業者は、提供した指定児童発達支援に関し、児福法第21条の5の22第1項の規定により市町村長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定児童発達支援事業者の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、障害児又は通所給付決定保護者その他の当該障害児の家族からの苦情に関して市町村長が行う調査に協力するとともに、市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。	市条例6 第50条第3項	C
	（4）指定児童発達支援事業者は、市町村長からの求めがあった場合には、（3）の改善の内容を市町村長に報告しているか。	市条例6 第50条第4項	C
	（5）指定児童発達支援事業者は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力しているか。	市条例6 第50条第5項	C
43　地域との連携等	（1）指定児童発達支援事業者は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めているか。	市条例6 第51条第1項	B又はC
	（2）指定児童発達支援事業者（児童発達支援センターである指定児童発達支援事業所において、指定児童発達支援の事業を行うものに限る。）は、通常の事業の実施地域の障害児の福祉に関し、障害児若しくはその家庭又は当該障害児が通い、在学し、若しくは在籍する保育所、幼稚園、小学校、特別支援学校若しくは認定こども園その他児童が集団生活を営む施設からの相談に応じ、助言その他の必要な援助を行うよう努めているか。	市条例6 第51条第2項	B又はC
44　事故の防止等	（1）指定児童発達支援事業者は、事故等の防止のため、指定児童発達支援事業所の設備及び備品等の安全性について毎日点検し、必要な場合は速やかに補修等を行っているか。	市条例6 第52条第1項	B又はC
	（2）指定児童発達支援事業者は、障害児への虐待及び障害児の転倒その他の事故の防止のため、常に周囲の者が障害児の安全を視認できるよう、指定児童発達支援事業所の設備内の整理をしているか。	市条例6第 第52条第2項	B又はC
45　事故発生時の対応	（1）指定児童発達支援事業者は、障害児に対する指定児童発達支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、当該障害児の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。また、事故が発生した場合の対応方法をあらかじめ定めているか。	市条例6 第53条第1項 障発0330第12通知 第三3(41)①	C
	（2）指定児童発達支援事業者は、（1）の事故の状況及び事故に際してとった処置について、記録しているか。	市条例6 第53条第2項	C
	（3）指定児童発達支援事業者は、障害児に対する指定児童発達支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。	市条例6 第53条第3項	C
	（4）指定児童発達支援事業者は、（3）の損害賠償に備えるため、保険加入その他の必要な措置を講ずるよう努めているか。	市条例6 第53条第4項	B又はC

項　　目	基本的な考え方（観点）	根拠法令	評価区分
46　会計の区分	指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに経理を区分するとともに、指定児童発達支援の事業の会計をその他の事業の会計と区分しているか。	市条例 6 第 54 条	C
47　記録の整備	（1）指定児童発達支援事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しているか。 （2）指定児童発達支援事業者は、障害児に対する指定児童発達支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該記録に係る事象の完結の日から 5 年間保存しているか。 ア　11（1）に規定する提供した指定児童発達支援に係る記録 イ　児童発達支援計画 ウ　25 の規定による市町村への通知に係る記録 エ　37（3）に規定する身体的拘束等の記録 オ　42（2）に規定する苦情の内容等の記録 カ　45（2）に規定する事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録	市条例 6 第 55 条第 1 項 市条例 6 第 55 条第 2 項	B 又は C B 又は C
第 5　届出等 1　変更の届出	（1）指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所の次に掲げる事項に変更があったとき、又は休止した当該指定児童発達支援の事業を再開したときは、10 日以内に、その旨を八王子市長に届け出ているか。 ア　事業所の名称及び所在地 イ　申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名 ウ　申請者の登記事項証明書又は条例等 エ　事業所の平面図（各室の用途を明示するものとする。）及び設備の概要 オ　事業所の管理者及び児童発達支援管理責任者の氏名、生年月日、住所及び経歴 カ　運営規程 （2）（1）の届出であって、指定児童発達支援の利用者の定員の増加に伴うものは、当該指定児童発達支援に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態を記載した書類を添付して行っているか。	児福法 第 21 条の 5 の 20 第 3 項 児福法施行規則 第 18 条の 35 第 1 項第 1 号 児福法施行規則 第 18 条の 27 第 1 項 児福法施行規則 第 18 条の 35 第 2 項	B 又は C C

項　　目	基本的な考え方（観点）	根拠法令	評価区分
2　業務管理体制の整備	（1）指定児童発達支援事業者は、障害児の人格を尊重するとともに、児福法又は児福法に基づく命令を遵守し、障害児及びその保護者のため忠実にその職務を遂行する義務の履行が確保されるよう、次の基準に従い、業務管理体制を整備しているか。 ア　指定を受けている事業所の数が 1 以上 20 未満の指定障害児事業者等（指定発達支援医療機関の設置者を除く。） （ア）法令を遵守するための体制の確保に係る責任者（以下「法令遵守責任者」という。）を選任しているか。 イ　指定を受けている事業所の数が 20 以上 100 未満の指定障害児事業者等（指定発達支援医療機関の設置者を除く。） （ア）法令遵守責任者を選任しているか。 （イ）業務が法令に適合することを確保するための規程を整備しているか。 ウ　指定を受けている事業所の数が 100 以上の指定障害児事業者等及び指定発達支援医療機関の設置者 （ア）法令遵守責任者の選任をしているか。 （イ）業務が法令に適合することを確保するための規程を整備しているか。 （ウ）業務執行の状況の監査を定期的に行っているか。	児福法 第 21 条の 5 の 26 第 1 項 児福法 第 21 条の 5 の 18 第 3 項 児福法施行規則 第 18 条の 37	C
	（2）指定児童発達支援事業者（指定障害児通所支援事業所が八王子市域のみに所在する指定障害児通所支援事業者）は、八王子市長に対し、業務管理体制の整備に関する事項を届け出ているか。 ア　業務管理体制の整備について、遅滞なく、次に掲げる事項を届け出ているか。 （ア）指定障害児事業者等の名称又は氏名、主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名、生年月日、住所及び職名 （イ）法令遵守責任者の氏名及び生年月日 （ウ）業務が法令に適合することを確保するための規程の概要（（1）のイ及びウに掲げる者に限る。） （エ）業務執行の状況の監査の方法の概要（（1）のウに掲げる者に限る。） イ　アの規定により届け出た事項に変更があったときは、遅滞なく、当該変更に係る事項について、届け出ているか。	児福法 第 21 条の 5 の 26 第 2 項及び第 3 項 児福法施行規則 第 18 条の 38	B 又は C

項　　目	基本的な考え方（観点）	根拠法令	評価区分
第６　障害児通所給付費の算定及び取扱い		児福法 第 21 条の５の３	
１　基本事項	（１）指定児童発達支援に要する費用の額は、平成 24 年厚生労働省告示第 122 号の別表「障害児通所給付費単位数表」第１（１の注７を除く。）により算定する単位数に平成 24 年厚生労働省告示第 128 号「厚生労働大臣が定める一単位の単価」に定める一単位の単価を乗じて得た額又は同表第１（１の注７に限る。）により算定する単位数に 10 円を乗じて得た額を加えた額を算定しているか。 （２）（１）の規定により、指定児童発達支援に要する費用の額を算定した場合において、その額に１円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて算定しているか。	平 24 厚労告 122 一 平 24 厚労告 128 平 24 厚労告 122 二	C
２　児童発達支援給付費	（１）平 24 厚労告 122 別表第１の１のイからハまでについては、「厚生労働大臣が定める施設基準」の一に適合するものとして八王子市長に届け出た指定児童発達支援の単位において、指定児童発達支援を行った場合に、障害児の障害種別及び医療的ケアの区分並びに利用定員に応じ、１日につき所定単位数を算定しているか。 　また、地方公共団体が設置する児童発達支援センターの場合は、所定単位数の 1000 分の 965 に相当する単位数を算定しているか。 （２）平 24 厚労告 122 別表第１の１のニ又はホについては、「厚生労働大臣が定める施設基準」の二に適合するものとして八王子市長に届け出た指定児童発達支援の単位において、指定児童発達支援を行った場合に、障害児の障害種別及び医療的ケアの区分並びに利用定員に応じ、１日につき所定単位数を算定しているか。 （３）平 24 厚労告 122 別表第１の１のへについては、「厚生労働大臣が定める施設基準」の二の二に適合するものとして八王子市長に届け出た共生型児童発達支援を行う事業所において、共生型児童発達支援を行った場合に、１日につき所定単位数を加算しているか。	平 24 厚労告 122 別表第１の１の注１ 平 24 厚労告 269 一 平 24 厚労告 122 別表第１の１の注２ 平 24 厚労告 269 二 平 24 厚労告 122 別表第１の１の注２の２ 平 24 厚労告 269 二の二	C

項　　目	基本的な考え方（観点）	根拠法令	評価区分
	（４）児童発達支援給付費の算定に当たって、次のア又はイのいずれかに該当する場合に、それぞれに掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定しているか。 ア　児童指導員又は保育士の員数が人員基準を満たしていない場合 （ア）第２の１（１）の基準上必要とされる員数から１割を超えて欠如した場合にはその翌月から１割の範囲内で欠如した場合にはその翌々月から解消されるに至った月までの間 100 分の 70 （イ）減算が適用された月から３月以上連続して基準に満たない場合は、減算が適用された３月目から解消されるに至った月までの間　100 分の 50 イ　児童発達支援管理責任者が、人員基準を満たしていない場合 （ア）その翌々月から解消されるに至った月までの間　100 分の 70 （イ）減算が適用された月から５月以上連続して基準に満たない場合は、減算が適用された５月目から解消されるに至った月までの間　100 分の 50 ウ　指定児童発達支援の提供に当たって、児童発達支援計画が作成されていない場合 （ア）その月から解消されるに至った月の前月までの間　100 分の 70 （イ）減算が適用された月から３月以上連続して減算が適用される場合は、減算が適用された３月目から解消されるに至った月の前月までの間　100 分の 50 エ　指定児童発達支援の提供に当たっては、第４の 16（５）の規定に基づき、おおむね１年に１回以上、自己評価及び事業所を利用する障害児の保護者による評価が行われ、その結果等の公表が適切に行われていない場合　100 分の 85 オ　下記のいずれかの定員超過に該当する場合　100 分の 70 （ア）１日の障害児の数が、利用定員 50 人以下の場合は当該利用定員に 100 分の 150 を乗じて得た数を、利用定員が 51 人以上の場合は利用定員に、当該利用定員から 50 を差し引いた数に 100 分の 25 を乗じて得た数に 25 を加えて得た数を、それぞれ超過している場合 （イ）過去３か月間の障害児の延べ数が、利用定員に開所日数を乗じて得た数に 100 分の 25 を乗じて得た数を超過している場合 ただし、定員 11 人以下の場合は、利用定員に３を加えて得た数に開所日数を乗じて得た数を超過している場合	平 24 厚労告 122 別表第１の１の注３ 障発 0330 第 16 通知 第二(5)(6)(7)及び(8)	
	（５）営業時間が、別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合には、所定単位数に厚生労働大臣が定める割合を乗じて得た額を算定しているか。	平 24 厚労告 122 別表第１の１の注４	
	（６）指定児童発達支援等の提供に当たって、第４の 37 の（３）又は（４）に規定する基準を満たしていない場合は、1 日につき 5 単位を所定単位数から減算しているか。	平 24 厚労告 122 別表第１の１の注５	
	（７）指定児童発達支援の単位（主として難聴児を通わせる児童発達支援センターに限る。）において、難聴児のうち人工内耳を装用している障害児に対して、指定児童発達支援を行った場合に、人工内耳装用児支援加算として、利用定員に応じ、1 日につき平 24 厚労告 122 別表第 1 の 1 の注 7 のイからニまでに掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。	平 24 厚労告 122 別表第１の１の注７	

項　　目	基本的な考え方（観点）	根拠法令	評価区分
	（８）常時見守りが必要な障害児への支援や障害児の保護者に対する支援方法の指導を行う等支援の強化を図るために、児童発達支援給付費の算定に必要となる従業者の員数（（９）の加算を算定している場合は、（９）の加算の算定に必要となる従業者の員数を含む。）に加え、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士若しくは「厚生労働大臣が定める基準」の一に適合する専門職員（以下「理学療法士等」という。）、児童指導員、手話通訳士、手話通訳者若しくは「厚生労働大臣が定める基準」の一の二に適合する者（以下「児童指導員等」という。）又はその他の従業者を１以上配置しているものとして八王子市長に届け出た指定児童発達支援事業所において、指定児童発達支援を行った場合に、利用定員に応じ、1 日につき平 24 厚労告 122 別表第 1 の 1 の注 8 のイからホまでに掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。	平 24 厚労告 122 別表第 1 の 1 の注 8 平 24 厚労告 270 一 平 24 厚労告 270 一の二	
	（９）理学療法士等又は児童指導員による支援が必要な障害児に対する支援及びその障害児の保護者に対する支援方法の指導を行う等の専門的な支援の強化を図るために、児童発達支援給付費の算定に必要となる従業者の員数（（８）の加算を算定している場合は、（８）の加算の算定に必要となる従業者の員数を含む。）に加え、理学療法士等又は児童指導員を１以上配置しているものとして八王子市長に届け出た指定児童発達支援事業所において、指定児童発達支援を行った場合に、利用定員に応じ、1 日につき平 24 厚労告 122 別表第 1 の 1 の注 9 のイからホまでに掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。 　また、（４）のウを算定している場合は、加算していないか。	平 24 厚労告 122 別表第 1 の 1 の注 9	
	(10)「厚生労働大臣が定める施設基準」の三に適合するものとして八王子市長に届け出た指定児童発達支援事業所において、指定児童発達支援を行った場合に、看護職員加配加算として、1 日につき平 24 厚労告 122 別表第 1 の 1 の注 10 のイ、ロの単位数を所定単位数に加算しているか。 　また、イ、ロのいずれかの加算を算定している場合にあっては、その他の加算は算定していないか。	平 24 厚労告 122 別表第 1 の 1 の注 10 平 24 厚労告 269 三	
	(11) 平 24 厚労告 122 別表第 1 の 1 のへの共生型児童発達支援給付費については、児童発達支援管理責任者、保育士又は児童指導員を１以上配置し、地域に貢献する活動を行っているものとして八王子市長に届け出た共生型児童発達支援事業所において、共生型児童発達支援を行った場合に、1 日につき平 24 厚労告 122 別表第 1 の 1 の注 11 のイからハまでに掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。 　また、イからハまでに掲げるいずれかの加算を算定している場合は、イからハまでに掲げるその他の加算は算定していないか。	平 24 厚労告 122 別表第 1 の 1 の注 11	
３　家庭連携加算	指定児童発達支援事業所等において、児童発達支援事業所等従業者が、児童発達支援計画に基づき、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、障害児の居宅を訪問して障害児及びその家族等に対する相談援助等を行った場合に、1 月につき 4 回を限度として、その内容の指定児童発達支援等を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を加算しているか。	平 24 厚労告 122 別表第 1 の 2 の注	Ｂ又はＣ

項　　目	基本的な考え方（観点）	根拠法令	評価区分
4　事業所内相談支援加算	（1）事業所内相談支援加算（Ⅰ） 　指定児童発達支援事業所等において、児童発達支援事業所等従業者が、児童発達支援計画に基づき、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、障害児及びその家族等に対して当該障害児の療育に係る相談援助を行った場合に、1月につき1回を限度として、所定単位数を加算しているか。 　また、同一日に3の家庭連携加算又は(2)を算定している場合は、算定していないか。 （2）事業所内相談支援加算（Ⅱ） 　指定児童発達支援事業所等において、児童発達支援事業所等従業者が、児童発達支援計画に基づき、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、障害児及びその家族等に対して当該障害児の療育に係る相談援助を当該障害児以外の障害児及びその家族等と合わせて行った場合に、1月につき1回を限度として、所定単位数を加算しているか。 　また、同一日に3の家庭連携加算を算定している場合は、算定していないか。	平24厚労告122 別表第1の2の2の注1 平24厚労告122 別表第1の2の2の注2	B又はC
5　食事提供加算	（1）食事提供加算（Ⅰ） 　児童発達支援センターにおいて中間所得者の通所給付決定に係る障害児に対し、指定児童発達支援を行った場合に、厚生労働大臣が定める期日までの間、1日につき所定単位数を加算しているか。 （2）食事提供加算（Ⅱ） 　児童発達支援センターにおいて低所得者等の通所給付決定に係る障害児に対し、指定児童発達支援を行った場合に、厚生労働大臣が定める期日までの間、1日につき所定単位数を加算しているか。	平24厚労告122 別表第1の3の注1 平24厚労告122 別表第1の3の注2	B又はC
6　利用者負担上限額管理加算	指定児童発達支援事業所等が通所給付決定保護者から依頼を受け、第4の14の規定により、通所利用者負担額合計額の管理を行った場合に、1月につき所定単位数を加算しているか。	平24厚労告122 別表第1の4の注	B又はC
7　福祉専門員配置等加算	（1）福祉専門職員配置等加算（Ⅰ） 　第2の1又は2の規定により置くべき児童指導員として常勤で配置されている従業者等のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師であるものの割合が100分の35以上であるものとして八王子市長に届け出た指定児童発達支援事業所等において、指定児童発達支援等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。 （2）福祉専門職員配置等加算（Ⅱ） 　第2の1又は2の規定により置くべき児童指導員として常勤で配置されている従業者等のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師であるものの割合が100分の25以上であるものとして八王子市長に届け出た指定児童発達支援事業所等において、指定児童発達支援等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。 　また、（1）を算定している場合は、算定していないか。	平24厚労告122 別表第1の5の注1 平24厚労告122 別表第1の5の注2	B又はC

項　　目	基本的な考え方（観点）	根拠法令	評価区分
	（３）福祉専門職員配置等加算（Ⅲ） 次のア又はイのいずれかに該当するものとして八王子市長に届け出た指定児童発達支援事業所等において、指定児童発達支援等を行った場合に、1 日につき所定単位数を加算しているか。 また、（１）又は（２）を算定している場合は、算定していないか。 ア　第２の１又は２の規定により置くべき児童指導員又は保育士として配置されている従業者等のうち、常勤で配置されているものの割合が 100 分の 75 以上であること。 イ　児童指導員等として常勤で配置されている従業者等のうち、3 年以上従事しているものの割合が 100 分の 30 以上であること。	平 24 厚労告 122 別表第 1 の 5 の注 3	
8　栄養士配置加算	（１）栄養士配置加算（Ⅰ） 次のア及びイに掲げる基準のいずれにも適合するものとして八王子市長に届け出た指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターに限る。）において、利用定員に応じ、1 日につき所定単位数を加算しているか。 ア　常勤の管理栄養士又は栄養士を 1 名以上配置していること。 イ　障害児の日常生活状況、嗜好等を把握し、安全及び衛生に留意した適切な食事管理を行っていること。	平 24 厚労告 122 別表第 1 の 6 の注 1	Ｂ又はＣ
	（２）栄養士配置加算（Ⅱ） 次のア及びイに掲げる基準のいずれにも適合するものとして八王子市長に届け出た指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターに限る。）において、利用定員に応じ、1 日につき所定単位数を加算しているか。また、（１）を算定している場合に、算定していないか。 ア　管理栄養士又は栄養士を 1 名以上配置していること。 イ　障害児の日常生活状況、嗜好等を把握し、安全及び衛生に留意した適切な食事管理を行っていること。	平 24 厚労告 122 別表第 1 の 6 の注 2	
9　欠席時対応加算	指定児童発達支援事業所等において指定児童発達支援等を利用する障害児が、あらかじめ当該指定児童発達支援事業所等の利用を予定していた日に、急病等により利用を中止した場合において、児童発達支援事業所等従業者が、障害児又はその家族等との連絡調整その他の相談援助を行うとともに、当該障害児の状況、相談援助の内容等を記録した場合に、1 月につき 4 回を限度として、所定単位数を算定しているか。また、平 24 厚労告 122 別表第 1 の 1 のハ又はホを算定している指定児童発達支援事業所において 1 月につき当該指定児童発達支援等を利用した障害児の数を利用定員に当該月の営業日数を乗じた数で除して得た率が 100 分の 80 に満たない場合は、1 月につき 8 回を限度として、所定単位数を算定しているか。	平 24 厚労告 122 別表第 1 の 7 の注	Ｂ又はＣ
10　特別支援加算	「厚生労働大臣が定める施設基準」の四に適合するものとして八王子市長に届け出た指定児童発達支援事業所等において、「厚生労働大臣が定める基準」の一の三に適合する指定児童発達支援等を行った場合に、当該指定児童発達支援等を受けた障害児 1 人に対し、1 日につき所定単位数を算定しているか。また、平 24 厚労告 122 別表第 1 の 1 の注 8 のイ(1)、ロ(1)、ハ(1)、ニ(1)若しくはホ(1)若しくは注 9 のイ(1)、ロ(1)、ハ(1)、ニ(1)を算定している場合に、加算していないか。	平 24 厚労告 122 別表第 1 の 8 の注 平 24 厚労告 269 四 平 24 厚労告 270 一の三	Ｂ又はＣ

項　　目	基本的な考え方（観点）	根拠法令	評価区分
11 強度行動障害児支援加算	「厚生労働大臣が定める基準」の一の四に適合する強度の行動障害を有する児童に対し、同基準の一の五に適合する指定児童発達支援等を行うものとして八王子市長に届け出た指定児童発達支援事業所等において、当該児童発達支援等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。 また、平24厚労告122別表第1の1のハ又はホを算定している場合に、加算していないか。	平24厚労告122 別表第1の8の2の注 平24厚労告270一の四 平24厚労告270一の五	B又はC
12 個別サポート加算	（1）個別サポート加算（Ⅰ） 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する心身の状態にある児童に対し、指定児童発達支援事業所等において、指定児童発達支援等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。 また、平24厚労告122別表第1の1のハ又はホを算定している場合に、加算していないか。	平24厚労告122 別表第1の9の注1	B又はC
	（2）個別サポート加算（Ⅱ） 要保護児童又は要支援児童であって、その保護者の同意を得て、児童相談所その他の公的機関又は当該児童若しくはその保護者の主治医と連携し、指定児童発達支援等を行う必要があるものに対し、指定児童発達支援事業所等において、指定児童発達支援等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。	平24厚労告122 別表第1の9の注2	
13 医療連携体制加算	（1）医療連携体制加算（Ⅰ） 医療機関等との連携により、看護職員を指定児童発達支援事業所等に訪問させ、当該看護職員が障害児に対して1時間未満の看護を行った場合に、当該看護を受けた障害児に対し、1回の訪問につき8人の障害児を限度として、1日につき所定単位数を加算しているか。 また、平24厚労告122別表第1の1のイ(1)、(2)若しくは(3)、ロ(1)、(2)若しくは(3)、ハ、ニ(1)の(一)、(二)若しくは(三)、ニ(2)の(一)、(二)若しくは(三)、又はホを算定している障害児については、算定していないか。	平24厚労告122 別表第1の10の注1	B又はC
	（2）医療連携体制加算（Ⅱ） 医療機関等との連携により、看護職員を指定児童発達支援事業所等に訪問させ、当該看護職員が障害児に対して1時間以上2時間未満の看護を行った場合に、当該看護を受けた障害児に対し、1回の訪問につき8人の障害児を限度として、1日につき所定単位数を加算しているか。 また、平24厚労告122別表第1の1のイ(1)、(2)若しくは(3)、ロ(1)、(2)若しくは(3)、ハ、ニ(1)の(一)、(二)若しくは(三)、ニ(2)の(一)、(二)若しくは(三)、又はホを算定している障害児については、算定していないか。	平24厚労告122 別表第1の10の注2	
	（3）医療連携体制加算（Ⅲ） 医療機関等との連携により、看護職員を指定児童発達支援事業所等に訪問させ、当該看護職員が障害児に対して2時間以上の看護を行った場合に、当該看護を受けた障害児に対し、1回の訪問につき8人の障害児を限度として、1日につき所定単位数を加算しているか。 また、平24厚労告122別表第1の1のイ(1)、(2)若しくは(3)、ロ(1)、(2)若しくは(3)、ハ、ニ(1)の(一)、(二)若しくは(三)、ニ(2)の(一)、(二)若しくは(三)、又はホを算定している障害児については、算定していないか。	平24厚労告122 別表第1の10の注3	

項　　目	基本的な考え方（観点）	根拠法令	評価区分
	（４）医療連携体制加算（Ⅳ） 　医療機関等との連携により、看護職員を指定児童発達支援事業所等に訪問させ、当該看護職員がスコア表の項目の欄に規定するいずれかの医療行為を必要とする状態である障害児に対して４時間未満の看護を行った場合に、当該看護を受けた障害児に対し、１回の訪問につき８人の障害児を限度として、当該看護を受けた障害児の数に応じ、１日につき所定単位数を加算しているか。 　また、平 24 厚労告 122 別表第１の 10 のイからハまでのいずれか又は１のイ(1)、(2)若しくは(3)、ロ(1)、(2)若しくは(3)、ハ、ニ(1)の(一)、(二)若しくは(三)、ニ(2)の(一)、(二)若しくは(三)又はホを算定している障害児については、算定していないか。この場合において、スコア表の項目の欄に規定するいずれかの医療行為を必要とする状態である障害児が３人以上利用している指定児童発達支援事業所等にあっては、平 24 厚労告 122 別表第１の１のイ(1)、(2)若しくは(3)、ロ(1)、(2)若しくは(3)、ニ(1)の(一)、(二)若しくは(三)又はニ(2)の(一)、(二)若しくは(三)を算定することを原則とする。	平 24 厚労告 122 別表第１の 10 の注４	
	（５）医療連携体制加算（Ⅴ） 　医療機関等との連携により、看護職員を指定児童発達支援事業所等に訪問させ、当該看護職員がスコア表の項目の欄に規定するいずれかの医療行為を必要とする状態である障害児に対して４時間以上の看護を行った場合に、当該看護を受けた障害児に対し、１回の訪問につき８人の障害児を限度として、当該看護を受けた障害児の数に応じ、１日につき所定単位数を加算しているか 　また、平 24 厚労告 122 別表第１の 10 のイからハまでのいずれか又は１のイ(1)、(2)若しくは(3)、ロ(1)、(2)若しくは(3)、ハ、ニ(1)の(一)、(二)若しくは(三)、ニ(2)の(一)、(二)若しくは(三)又はホを算定している障害児については、算定していないか。この場合において、スコア表の項目の欄に規定するいずれかの医療行為を必要とする状態である障害児が３人以上利用している指定児童発達支援事業所等にあっては、平 24 厚労告 122 別表第１の１のイ(1)、(2)若しくは(3)、ロ(1)、(2)若しくは(3)、ニ(1)の(一)、(二)若しくは(三)又はニ(2)の(一)、(二)若しくは(三)を算定することを原則とする。	平 24 厚労告 122 別表第１の 10 の注５	
	（６）医療連携体制加算（Ⅵ） 　医療機関等との連携により、看護職員を指定児童発達支援事業所等に訪問させ、当該看護職員が認定特定行為業務従事者に喀痰吸引に係る指導を行った場合に、当該看護職員１人に対し、１日につき所定単位数を加算しているか。 　また、平 24 厚労告 122 別表第１の１のイ(1)、(2)若しくは(3)、ロ(1)、(2)若しくは(3)、ハ、ニ(1)の(一)、(二)若しくは(三)、ニ(2)の(一)、(二)若しくは(三)、又はホを算定している障害児については、算定していないか。	平 24 厚労告 122 別表第１の 10 の注６	
	（７）医療連携体制加算（Ⅶ） 　喀痰吸引が必要な障害児に対して、認定特定行為業務従事者が、医療機関等との連携により、喀痰吸引等を行った場合に、障害児１人に対し、１日につき所定単位数を加算しているか。 　また、平 24 厚労告 122 別表第１の 10 のイからホまでのいずれか又は１のイ(1)、(2)若しくは(3)、ロ(1)、(2)若しくは(3)、ハ、ニ(1)の(一)、(二)若しくは(三)、ニ(2)の(一)、(二)若しくは(三)又はホを算定している障害児については、算定していないか。	平 24 厚労告 122 別表第１の 10 の注７	

項　　目	基本的な考え方（観点）	根拠法令	評価区分
14　送迎加算	（1）障害児（重症心身障害児を除く。）に対して、その居宅等と指定児童発達支援事業所等との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算しているか。 　また、平24厚労告122別表第1の1のイ又はロを算定している場合に、算定していないか。	平24厚労告122 別表第1の11の注1	B又はC
	（2）（1）及び平24厚労告122別表第1の1のニ(1)の(一)、(二)若しくは(三)、ニ(2)の(一)、(二)若しくは(三)を算定している指定児童発達支援事業所において、当該指定児童発達支援事業所の看護職員を伴い、スコア表の項目の欄に規定するいずれかの医療行為を必要とする状態である障害児に対して、その居宅等と指定児童発達支援事業所との間の送迎を行った場合に、片道につき37単位を所定単位数に加算しているか。	平24厚労告122 別表第1の11の注1の2	
	（3）「厚生労働大臣が定める施設基準」の四の二に適合するものとして八王子市長に届け出た指定児童発達支援事業所において、重症心身障害児に対して、その居宅等と指定児童発達支援事業所との間の送迎を行った場合に、片道につき37単位を所定単位数に加算しているか。	平24厚労告122 別表第1の11の注2	
	（4）（1）及び（3）については、指定児童発達支援事業所等において行われる指定児童発達支援等の提供に当たって、指定児童発達支援事業所等の所在する建物と同一の敷地内又は隣接する敷地内の建物との間で障害児の送迎を行った場合には、所定単位数の100分の70に相当する単位数を算定しているか。	平24厚労告269 四の二 平24厚労告122 別表第1の11の注3	
15　延長支援加算	「厚生労働大臣が定める施設基準」の五に適合するものとして八王子市長に届け出た指定児童発達支援事業所等において、障害児に対して、児童発達支援計画に基づき指定児童発達支援等を行った場合に、当該指定児童発達支援等を受けた障害児に対し、障害児の障害種別に応じ、当該指定児童発達支援等を行うのに要する標準的な延長時間で所定単位数を加算しているか。	平24厚労告122 別表第1の12の注 平24厚労告269 五	B又はC
16　関係機関連携加算	（1）関係機関連携加算（Ⅰ） 　障害児が通う保育所その他関係機関との連携を図るため、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、当該障害児に係る児童発達支援計画に関する会議を開催し、保育所その他関係機関との連絡調整及び相談援助を行った場合に、1月に1回を限度として、所定単位数を加算しているか。 　また、共生型児童発達支援事業所については、平24厚労告122別表第1の1の注11のイ又はロを算定していない場合には、算定していないか。	平24厚労告122 別表第1の12の2の注1	B又はC
	（2）関係機関連携加算（Ⅱ） 　障害児が就学予定の小学校、特別支援学校の小学部又は就職予定の企業若しくは官公庁等（以下「小学校等」という。）との連携を図るため、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、小学校等との連絡調整及び相談援助を行った場合に、1回を限度として、所定単位数を加算しているか。	平24厚労告122 別表第1の12の2の注2	

項　　目	基本的な考え方（観点）	根拠法令	評価区分
17　保育・教育等移行支援加算	障害児の有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて通所給付決定保護者及び障害児の希望する生活並びに課題等の把握を行った上で、地域において保育、教育等を受けられるよう支援を行ったことにより、指定児童発達支援事業所等を退所して保育所等に通うことになった障害児に対して、退所後 30 日以内に居宅等を訪問して相談援助を行った場合に、1 回を限度として所定単位数を加算しているか。 また、当該障害児が、退所後に他の社会福祉施設等に入所等をする場合は、加算していないか。	平 24 厚労告 122 別表第 1 の 12 の 3 の注	B 又は C
18　福祉・介護職員処遇改善加算	「厚生労働大臣が定める基準」の二に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして八王子市長に届け出た指定児童発達支援事業所等が、障害児に対し、指定児童発達支援等を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、令和 6 年 3 月 31 日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。 また、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定していないか。 ア　福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ） ２から 17 までにより算定した単位数の 1000 分の 81 に相当する単位数 イ　福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅱ） ２から 17 までにより算定した単位数の 1000 分の 59 に相当する単位数 ウ　福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅲ） ２から 17 までにより算定した単位数の 1000 分の 33 に相当する単位数	平 24 厚労告 122 別表第 1 の 13 の注 平 24 厚労告 270 二 障発 0330 第 16 通知 第二 2(1)⑯	B 又は C
19　福祉・介護職員等特定処遇改善加算	「厚生労働大臣が定める基準」の三に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして八王子市長に届け出た指定児童発達支援事業所等が、障害児に対し、指定児童発達支援等を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。 また、次に掲げる一方の加算を算定する場合にあっては、次に掲げる他方の加算を算定していないか。 ア　福祉・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ） ２から 17 までにより算定した単位数の 1000 分の 13 に相当する単位数 イ　福祉・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ） ２から 17 までにより算定した単位数の 1000 分の 10 に相当する単位数	平 24 厚労告 122 別表第 1 の 14 の注 平 24 厚労告 270 三 障発 0330 第 16 通知 第二 2(1)⑯	B 又は C
20　福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算	「厚生労働大臣が定める基準」の三の二に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして八王子市長に届け出た指定児童発達支援事業所等が、障害児に対し、指定児童発達支援等を行った場合には、２から 17 までにより算定した単位数の 100 分の 20 に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。	平 24 厚労告 122 別表第 1 の 15 の注 平 24 厚労告 270 三の二 障発 0330 第 16 通知 第二 2(1)⑯	B 又は C